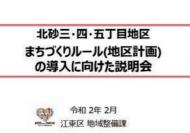
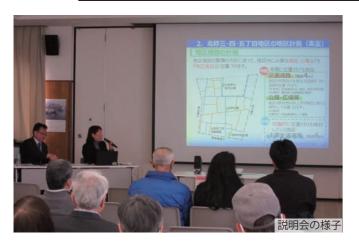
第3回まちづくりルール(地区計画)の導入に向けた説明会

第3回まちづくりルールの導入に向けたアンケートの内容に ついて詳しくご説明するため、下記の会場にて説明会を4回に わけて行い、計37名の方にご参加いただきました。

今回の説明会で使用した動画は、区のホームページからもご 覧いただけます。



説明会の実施概要								
開	催日時	場所	参加人数					
2月6日(木)	①19:00~20:00		6名					
2月8日(土)	210:00~11:00	砂町区民館	4名					
	313:00~14:00	3階タウンホール	13名					
2月9日(日)	410:00~11:00		14名					





説明会でいただいたご意見について

説明会当日に地区の皆様から頂いたご意見は下記のとおりです。すべてのご意見の内容と区の 回答は、区のホームページに掲載しています。

地区計画について	···11件	水害について	···1件
まちづくりの進め方について	•••15件	建替について	•••1件
道路の拡幅について	•••9件	その他	•••2件
商店街について	•••2件		

このお知らせに関する問い合わせ先



江東区都市整備部地域整備課 不燃化推進係

〒135-8383 江東区東陽四丁目 11番 28号

E-mail: tiikiseibi@city.koto.lg.jp / TEL: 03-3647-9491(直通) / FAX: 03-3647-9009

~ 江東区は、東京都と連携して「不燃化特区推進事業」に取組んでいます。~

いま 江東区からのお知らせ

KOTO city in TOKYO スポーツと人情が熱いまち 江東区

令和2年6月 発行:江東区都市整備部地域整備課 第9号

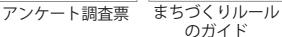
第3回北砂三・四・五丁目地区まちづくりルール (地区計画)の 導入に向けたアンケートおよび説明会を行いました。

過去2回のアンケート調査結果や説明会でいただいたご意見を踏まえ、早期に導入すべきルールとして 定めた「まちづくりルール(地区計画)の素案」について、アンケートおよび説明会を実施しました。 アンケートへのご協力および説明会へご参加いただきましてありがとうございました。

第3回まちづくりルール(地区計画)の導入に向けたアンケート結果

第3回アンケートの実施概要											
実施期間	令和2年2月3日~令和2年2月17日										
対象区域	北砂三丁目の一部・四丁目・五丁目の一部										
配布先	対象区域内に住所をお持ちの方および対象区域外在住の地権者・建物所有者										
回収状況	回収率 約10 ● 回答方法別 ハガキ 668部 ● 年代別回収 30代以下 10.5%	回収数 FA: 0部	※回答ハス X \		月間内の集計数 説明会持参 14部 70代		無回答 0.8%				





砂三・四・五丁目地区

今回のアンケートでお配りした調 査票、まちづくりルールのガイド 、説明会でいただいたご意見、説 明会で使用した動画については、 区のホームページからご覧いただ けます。



江東区 不燃化特区 まちづくりルール 検索 Q

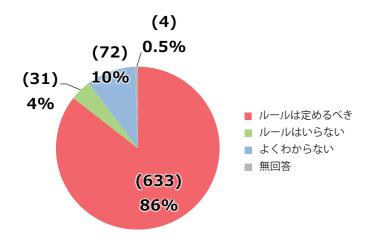
今回のアンケートでは、はじめに地区のみなさんの まちづくりルールに対する理解度を確認しました。

【設問1】

同封の「北砂三・四・五丁目地区まちづくりルール (地区計画)のガイド」をご覧いただき、内容につい てご理解いただけましたか。

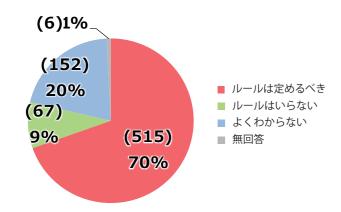
【設問2】 建築物等の用途の制限(地区全体)

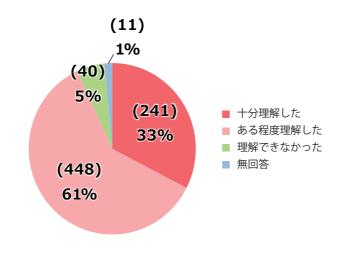
地区全体 において、性風俗関連特殊営業における 「店舗型性風俗特殊営業」を営む物を建築できな いこととします。



【設問4】 建築物の敷地面積の最低限度(地区全体)

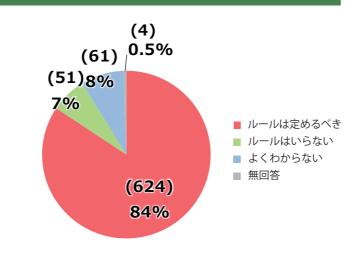
地区全体において、建築物の敷地面積の最低限度 を60㎡以上に定めます。





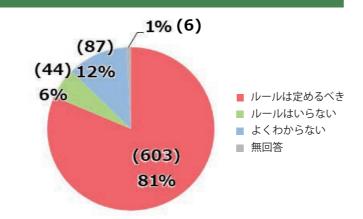
【設問3】 建築物等の用途の制限(複合住宅地区)

複合住宅地区 において、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等を建築できないこととします。



【設問5】 垣又はさくの構造の制限(地区全体)

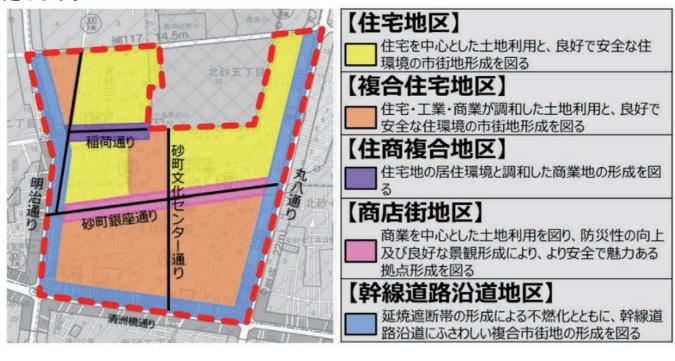
地区全体において、道路に面して設ける垣又はさくの構造は、原則として、生け垣やフェンスなどにすることを定めます。



地区計画は、目標と方針+地区整備計画で構成されます。

■ 土地利用の方針

地区内の特性を活かした土地利用を誘導するため、5つに区分した土地利用の方針を 定めます。



■ 地区施設の計画

地区内に必要な道路・公園などを「地区施設」に位置付けます。



※詳しくは「まちづくりルールのガイド」の中面をご覧ください「まちづくりルールのガイド」は区のホームページからご覧いただけます(p.1下段参照)